

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	
根拠法令及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条	
所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課住宅係	
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成28年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）